

平成 2 1 年第 1 回上里町議会定例会会議録第 2 号

平成 2 1 年 3 月 6 日（金曜日）

本日の会議に付した事件（第 2 号）

- 日程第 7 (町長提出議案第 1 号)上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 8 (町長提出議案第 2 号)上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例について
- 日程第 9 (町長提出議案第 3 号)上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 0 (町長提出議案第 4 号)上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例について
- 日程第 1 1 (町長提出議案第 5 号)上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 2 (町長提出議案第 6 号)上里町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 3 (町長提出議案第 7 号)上里町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について
- 日程第 1 4 (町長提出議案第 8 号)上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 5 (町長提出議案第 9 号)上里町都市公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 6 (町長提出議案第 10 号)上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 7 (町長提出議案第 11 号)上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 8 (町長提出議案第 12 号)上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 1 9 (町長提出議案第 13 号)上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第 2 0 (町長提出議案第14号)上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 1 (町長提出議案第15号)上里町道路線の廃止について
- 日程第 2 2 (町長提出議案第16号)上里町道路線の認定について
- 日程第 2 3 (町長提出議案第17号)上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 4 (町長提出議案第18号)上里町公の施設の指定管理者の指定について
- 日程第 2 5 (町長提出議案第19号)上里町公の施設の指定管理者の指定について

出席議員 (1 2 人)

1 番	高 橋 正 行 君	2 番	斉 藤 邦 明 君
3 番	納 谷 克 俊 君	4 番	中 島 美 晴 君
5 番	荒 井 肇 君	6 番	新 井 實 君
8 番	高 橋 仁 君	9 番	伊 藤 裕 君
1 0 番	根 岸 晃 君	1 1 番	桜 井 彪 君
1 3 番	桜 井 正 君	1 4 番	小 暮 敏 美 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	関 根 孝 道 君	副 町 長	山 下 精 治 君
教 育 長	山 下 武 彦 君	総 務 課 長	植 原 育 雄 君
総合政策課長	高 野 正 道 君	町民環境課長	渋 沢 秀 実 君
健康保険課長	高 杯 一 美 君	まち整備課長	赤 見 省 三 君
産業振興課長	大 場 信 也 君	学校教育課長	斉 藤 直 君
指 導 室 長	金 澤 清 久 君	中央公民館長	小 暮 昇 三 君
老人福祉センター所長	橋 爪 重 雄 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	柴 崎 久 男	次 長	須 田 孝 史
---------	---------	-----	---------

開 議

午前9時16分開議

議長（桜井 彪君） ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから散会前に引き続き本日の会議を開きます。

日程第7 町長提出議案第1号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等
に関する条例の一部を改正する条例について

議長（桜井 彪君） 日程第7、町長提出議案第1号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第1号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例について。

初めに、提案理由といたしましては、行政改革推進の一環として中央公民館長の勤務形態の見直しに伴い報酬改定の必要が生じたので、所要の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

次に、改正の内容について申し上げたいと思います。

特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償は、第2条及び第3条において別表で定めると規定しております。今回の改正につきましては、別表中、公民館長の項の改正とするものであります。改正部分でありますけれども、中央公民館長の報酬を月額21万円から12万5,000円に改定するものであります。改正に当たっては、厳しい行財政環境の中で、これまでの常勤職員が中央公民館長の職に当たっておりましたが、平成21年度は各地域館長と同様に、特別職の職員で非常勤の者を任命いたしたく考えているところであります。中央公民館長の報酬につきましては、週4日程度の勤務形態を念頭に置き、地区館長との整合性を勘案し改定をいたしたものであります。

附則でありますけれども、施行期日は平成21年4月1日としておるところであります。

以上をもちまして、上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についての提案理由の説明とさせていただきます。慎重審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

補足説明でありますけれども、お手元にありますとおり、別表の中で中央公民館長のところの改正前21万円をこの改正で12万5,000円としたものでございます。年間の所要額は150万円あ

たりになるわけでありまして、勤務条件は、先ほど申し上げましたとおり、1週当たり4日、1日当たりの時間につきましては8時間45分、延べ31時間と計算をさせていただいているところであります。職員の人件費を800万円、年間にいたしますと、職員をそこに置きますと800万円程度の給料、手当等がかかるわけでありまして、なおかつ再任用制度を適用いたしますと月額32万1,000円程度の額になるわけでありまして、それらを勘案いたしますと、今の状況でいきますと再任用制度は、条例上あるわけでありまして、なかなか難しいということがございますし、今までの退職された方々との関係もございますので、新たに職員を非常勤の者として任命をいたしたいということがございますので、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番、納谷です。

今回、中央公民館長を常勤から非常勤職員ということで、そのために報酬を21万円から月額12万5,000円という改定をしたいと。この中央公民館長については、退職をされる職員さんを充てるという前提で、再任用制度よりも大分人件費も安く抑えられるし、再任用が現在の町の財政状況ではなかなか難しいということで行われることは、御説明いただきましてよくわかりました。

そこでなんですけれども、中央公民館長につきましては、以前、機構改革の中で生涯学習課長が兼務をした時期がございまして、また、その後、中央公民館長、常勤職員が張りつき、課長級の方が張りついて現在に至っていると思っております。勤務体系が週4日ということですが、これも、地区館との連絡調整だとか、その指導的立場にある中で、今までの常勤の週5日から4日の勤務で中央公民館長の職責が全うできるのかという点が1点と、日割りを計算いたしますと、地区館が週3日、中央が4日ということになりますと12万5,000円、若干安いのかなという気がするのですが、日割り計算でいくと13万3,000円とか5,000円だとかというのが妥当なところかなと思うのですが、この12万5,000円という金額の積算の根拠を教えてください。

以上、2点よろしく願いいたします。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 最初の部分でありますけれども、今までの中でもいろいろな流れが

あったわけでありまして、今回、週4日でということとさせていただいたわけでありまして、その中で、やはりこれから4月の職員体制等々も考慮した中でそういうような体制ででき得るだろうというふうな判断をいたしまして、今回の形でさせていただいたということとでございます。

今の金額につきましては、基本的に31時間という時間でございます、それに伴う計算をさせていただいたわけでありまして、ちょっと余り細かいのはいいかわかりませんが、大体時給1,000円程度の計算でさせていただいて、このような額を算出させていただいたということとございますので、御理解いただきたいと思います。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

次、桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 今まで中央公民館長は、今現在は役場の職員がやっておりますけれども、役場の職員以外で、常勤職員以外で中央公民館長を勤めた人が今までおられたのかどうか。また、21万円という報酬ですけれども、これはいつ決めて、それを該当する職員以外の中央公民館長がいたのかどうか。それから、今現在、中央公民館に常勤の職員が何人おられるのか。その辺の説明をお願いします。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 過去においてはそういう方がおられまして、基本的には中央公民館長は民間の方が行われたという部分が大多数であったろうというふうに思いますけれども、ある時期から職員の派遣ということになったわけでありまして、御承知のとおり、今、職員が非常に逼迫をしているという状況でございます、今回5人の職員が辞められる。また前回も4人だったですか、辞められる。また、育児休業で10人近く育児休業に入られているということとございまして、中の調整も非常に厳しい状況になっているということとございまして、なかなか職員をそこへ派遣するということも非常に難しい状況があるということをお考えまして今回そういうような措置を執らせていただいたということとでございます。

先ほど申し上げましたとおり、職員体制については4月1日から人事異動がございますので、その中で、それらを加味した中で対応させていただきたいというふうに考えているところでございます。

議長（桜井 彪君） 桜井議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 今の現行の中央公民館長の報酬が21万であったと、それを今度は職

員じゃないから12万5,000円にするのだという趣旨だろうと思いますけれども、21万という設定はどういうふうな基準で決めたのか。そのときにもう既に役場の職員がずっと公民館長に派遣されていたのではないかなど。これが決められたころは、決めてからまだそういう職員以外の人が公民館長になったことがないのではないかと思うわけですが、それを決めたときには職員じゃなくて地域の人を公民館長に推薦しようという意思があつて額を決めたけれども、実際には職員を派遣していたと、そういう経過であつたのだろうか。

今の趣旨は、職員が非常に年々退職して少なくなっていって、新たな新しい職員を募集していないから人員を派遣できないという体制は理解できるわけですが、それから、今現在、常勤の職員が何人か中央公民館にいると思うのですが、それが何人いて、これから何人にするのか。その辺の説明もあわせてお願いします。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 21万5,000円というものは、過去のことでございますけれども、その当時は、今、公民館長は週3日でありますけれども、フルタイムということでございますので公民館長は10万円、そして、それに匹敵する額ということで21万5,000円ということになったのであろうというふうに思っております。ここにおいて、相当前ですが、当然ずっと長く民間の方が公民館長を行われたという経緯があるわけでありまして。そういう意味で今回については、いろいろな諸般の事情を考えて、職員の課長会からも、ぜひ何とかこれからの我々の処遇も考えて欲しいというような要請がございまして、それらを加味して、また、民間とのことも、それを排除することもできませんので、それらのバランスをとりながら今回の措置を執らせていただいたということでございますので、御理解いただきたいと思います。

〔「もう一つ職員の人員数、これを聞いている」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 先ほども申し上げましたとおり現行の職員は、御承知のとおり3人おられることは御承知のことと思っておりますけれども、それを踏まえて、やはり4月1日からの人事異動の中にそれらを、今回対応できるような体制をとっていきたいというふうに考えております。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

そのほか。

14番小暮敏美議員。

〔14番 小暮敏美君発言〕

14番（小暮敏美君） 1点確認です。今回のこの第1号議案の中央公民館に関する内容は、非常に私も素晴らしいことだと、ぜひこういうものはどんどん登用してもらって、やはり優秀な職員のある意味受け皿にしてほしいなというふうに思います。また、私が言いたいのは、町長にお聞きしたいのですが、ほかに館がございますね。賀美、長幡、七本木、上里東、神保原、私はこれもやはり職員の受け皿としてするべきだと、早急にすべきだというふうに考えている人間でございます。いろいろそれに対して条例だ、いろいろな縛り等ある、表の縛り、裏の縛り、あるかどうか、これに関して町長はどういう意見があるのかお聞かせ願いたいと。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 再任用制度は地区の公民館も大変考えたこともあるわけでございますけれども、公民館の館長の任期が2年やっておるわけです。ただし、やめていく人は毎年やっているわけです。毎年いるわけですよ。ただ、公民館活動というのは地域に根差した活動であるわけですから、できるだけ2年か、大体2期ずつ4年やっているわけですが、地域の皆さんとそうした地域に根差した公民館活動をするには1年交代というわけにはいかないわけです。そういった意味で、なかなか職員の登用というのは難しい面もあると、そういうふうに思っております。

議長（桜井 彪君） 14番小暮敏美議員。

〔14番 小暮敏美君発言〕

14番（小暮敏美君） 関連で申しわけありません。もう1点、再度確認します。

それであれば、2年という任期でございます。であれば、職員を1年前にそのポジションにもっていくという形、その後1年また継続してその公民館に、となれば当然、地元の方たちとの友好も生まれるでしょうし、地元をやはりその館長が歩いて、地元の情報等をやはりどんどん吸い取って、それをまた町長なり副町長なり担当の課に情報提供できるのではないかなというふうに思います。当然、地元の有力者もいるかと思いますが、やはりその有力者というのは、なかなか執行部に対して物申しにくい流れもあるかと思いますが、であれば、職員がやはりそういうところにどんどん出て行って、2年なり3年そこに行ってもらって、そのかわり条件として1年2年延長してその館にいてもらうよという条件をつけた中での異動というのはどうなのか。私はそう思うのですが、町長のお考えはどうでしょうか。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 公民館の利用というのは、小暮議員もよくわかっていると思いますけ

れども、地域の皆さんが非常に多く、たくさんの皆さんが活動しておるわけです。公民館長さんが1年や2年でどんどん代わっていたのでは、やっぱりせっかく公民館長さんがいろいろな仕事の面で覚えてきた。また利用する団体の皆さんもようやく公民館長さんと親しくいろいろお話ができて、活動が有意義にできるようになってきた。そういった段階で、もう2年ぐらいずつ代わっていくというのは余り好ましくないのではないかなと、そんな感じを受けておるわけでございますけれども、それらも考えていきたいというふうに思っております。

議長（桜井 彪君） ほかにございませんか。

伊藤議員。

〔9番 伊藤 裕君発言〕

9番（伊藤 裕君） 公民館長のお話、伺いましてわかりました。ただ、中央公民館、各地区公民館とも活動内容が大変しっかりしていると、中央公民館においても大変一生懸命やっていると、中央公民館が地区公民館の統括をしているということであります。そこで、日数を減らして給料を減らすと、町の財政的には大変いいかもしれないですけれども、その中で、これから順調に地区公民館、中央公民館の運営ができるかどうか、そこら辺が心配するところがありますので、そこら辺のところを御説明お願いしたいと思います。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 先ほど申し上げましたとおり、職員を派遣することになりますと、その職員は一般の給料で行くわけでありまして、各地域の公民館長、昔そういう経緯があったわけでありましてけれども、やはりその中で職員の勤務の時間というのがあるわけでありまして。一般職員でありますと夏休みがあり、それから夏期休暇、それから年次休暇があるということでございます。それらを勘案すると、今回の場合は週4日、常時おられるわけでありまして、勤務体制的にはそう多くの差がないというふうに理解をしているところでありまして、今までどおりの中央公民館長としての役職は果たせるというふうに理解をしております。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第1号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する条

例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 8 町長提出議案第 2 号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例について

議長（桜井 彪君） 日程第 8、町長提出議案第 2 号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第 2 号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例についてであります。

初めに、提案理由を申し上げたいと思いますが、人事院の国会及び内閣に対する平成20年 8 月12日付で職員の給与及び勤務時間の改定に関する勧告及び国の実施状況を踏まえ、本町職員の勤務時間を 1 週当たり38時間45分に改正等を必要となったため、所要の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

次に、改正点の内容を申し上げたいと思いますが、第 1 条で上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正するものであります。

勤務時間は第 2 条第 1 項で、1 週間については38時間45分を下らず40時間を超えない範囲内で、規則で定めるという規定としておりました。現在の規則では40時間としておりますが、これを38時間45分とするものであります。

同条第 3 項では、地方公務員法第28条の 4、同条の 5、同条の 6 の規定によりまして、採用された再任用職員のうち短時間勤務職員の勤務時間について、1 週間当たり16時間から32時間までを15時間30分から31時間に改め、同条第 4 項では、地方公務員の育児休業等に関する法律第18条第 1 項に規定しております、採用された任用付短期間勤務職員の勤務時間の上限を32時間から31時間に改めるものであります。

第 3 条第 2 項では、勤務時間の割り振りを規定しておりますが、ただし書きのところ、育児短時間勤務職員、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員の勤務時間の割り振りについて、1 日につき 8 時間を超えない範囲を、7 時間45分を超えない範囲に改めるものであり

ます。

第6条では休息時間を規定しておりますが、これまで6時間を超えた場合と8時間を超えた場合についてそれぞれの休息時間を規定おりましたが、今回6時間を超える場合、少なくとも1週間の休暇時間を改め、さらに第2項といたしまして、1日の勤務時間が6時間を超え7時間45分以下の場合の休息期間の取り扱いについて、職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼす場合におきましては、休息時間を45分以上1時間未満に短縮することができる旨の規定が追加されたわけであります。また、第2項の追加については、これまでの第2項、第3項を改めたものでございます。

第7条につきましては、4時間につき15分の休息時間を置くものと規定し、現在、午前午後それぞれ15分の休息時間を置いております。しかし、民間に加え国や埼玉県でも既に休息時間を廃止しており、県内の市町村のおいても廃止が進んでおりますことなどを踏まえまして、これまでの休息時間を廃止するのであります。

第14条では、特別休暇についての規定でありまして、第3項では、特別休暇のうち出産補助休暇、配偶者出産時育児休暇及び看護休暇等における休暇の単位を1日または1時間としておりますが、1日当たりの勤務時間が7時間45分となることから、さらに1分程度加えるものであります。同条第5項中、1時間または1分に改め、各単位に使用した場合の休暇を日に換算する場合の時間制について規定しております。同項第1号から第3号までの勤務時間を7時間45分または7時間45分以内に改めたものであります。

今回の勤務時間改正に当たりましては、開庁、閉庁時間は変わらず、午前8時30分から午後5時15分までとし、昼休みの休息時間を午後零時から午後1時まで1時間といたします。これで今までと同様な勤務形態になるわけであります。

次に、第2条は、上里町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例のものであります。給与と条例第12条2項では、再任用短時間勤務職員が正規に割り振られた勤務時間のほかに、その勤務時間と勤務した日における正規の勤務時間を合計いたしまして8時間に達した場合、勤務時間、勤務手当の支給ができることになっておりましたが、この勤務時間の8時間を7時間45分に改めたものであります。

附則では、施行期日を平成21年4月1日としておるところであります。

以上をもちまして、上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、議決を賜りますようお願いを申し上げます。

補足になりますが、上里町職員の勤務時間、休日、休暇に関する条例と、それからそれに関係する諸改正を行ったということございまして、先ほど申し上げましたとおり、勤務時間は

8時半から5時15分には変わりがないと、昼休みを45分、基本的には休憩時間と昼休みの休みを合わせて1時間とっておりましてわけですが、今回、昼休みとして、休憩時間として1時間正式にとれるということになったわけであります。

人事院の勧告では、職員の勤務時間は1日7時間45分、1週38時間45分に改正をしるということでございます。それらを踏まえて今回の所要の、すべての改正をさせていただいたということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

ありませんか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 3番、納谷です。

今回は労働時間を8時間から、勤務時間を15分短縮して1日当たり7時間45分とすることと、以前から上里町の開庁時間が8時半から午後5時15分ということで、その間には休憩、休憩時間が45分の15分2回ということで1時間15分あったから実質8時間だということはよく理解をしております。

よく一般の住民の方に言われることがございまして、リフレッシュルームというか、たばこを吸えるコーナーがございまして、いつの時間に行っても職員さんが何人かいて、たばこを吸いながらお話をしているのだというお話をいただくと、いや、それは休憩時間というものが15分ございますからという説明をしていたわけですが、今度お昼休みに1時間の休息が、正式に1時間となってきますと、午前も午後も休憩の時間はないという話になってきますと、その辺の勤務時間中のちょっとした息抜きだとか、そういった部分に対する住民の皆さんの目というのはかなり厳しくなってくるのかなという気がしているのですけれども、そういった対応、勤務時間中のちょっとした気分転換みたいなことは、どのように今度職員さんに指導されていくのかなと思ひまして1点御質問させていただきます。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議員さんの御指摘のとおり、大変申しわけなく、我々も指導上思っているところございまして、時間を超えたり、時間外にもリフレッシュで休まれている方がおられるわけでありまして、我々もいろいろ聞き、ときにはあそこは閉鎖しろとかいろいろのことを言っているわけでありまして、職員でもたばこを吸われる方がございまして、それが良いか悪いか別にいたしまして、何時間というも持たないというような方もおられるよう

でありまして、そういう方が言っておられるのだらうというふうに思います。

しかしながら、今後こういうことになるわけですから、庁舎内を全面禁煙にするということも念頭に置く必要があるのかなというようなことを、また健康上の問題も、これいろいろあるわけでありましてけれども、そういうことをきちっとした対応をしていかないといけないということで、これから職員にも周知徹底を図っていきたいというふうに考えています。

議長（桜井 彪君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第2号 上里町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第9 町長提出議案第3号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について

議長（桜井 彪君） 日程第9、町長提出議案第3号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第3号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について。

初めに、提案理由を申し上げます。

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、本町職員の育児休業等における育児短時間勤務職員の勤務時間を改定する必要性が生じたので、所要の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

次に、改正点の内容について御説明を申し上げますが、議案第2号の上里町職員

の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についての説明でありますけれども、職員の勤務時間が1日当たり、先ほど申し上げましたとおり7時間45分、1週間当たり38時間45分となりました。これに伴いまして、上里町職員の育児休業等に関する条例に規定をしております育児のための短時間勤務の1週間当たりの勤務時間数の改正が必要となったわけであり

ます。
現行では育児短時間勤務は、勤務形態によってそれぞれ勤務時間を規定しておるわけでありまして、第11条第1号イ及びロの中では20時間、24時間または25時間を19時間25分、19時間35分、23時間15分または24時間35分に改めるものであります。また、育児短時間勤務職員及び短時間勤務職員については、給与条例の特例といたしまして第16条及び第19条表中に給与条例第12条の読みかえ規定があるわけございまして、時間外勤務手当の支給について、勤務時間8時間に達した場合に支給することを規定しておるわけでありまして、これを7時間45分に達した場合に、それ以外は時間外になるということですね、に改めるということございまして。

附則に規定いたしました施行期日でありますけれども、上里町職員の勤務時間及び休暇に関する条例の一部を改正する条例と同様に、平成21年4月1日といたしたものであります。

以上をもちまして、上里町職員の勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

補足でありますけれども、改正前は1日4時間掛ける週5日で20時間、1日5時間5日勤務で25時間、1日8時間勤務で週3日24時間、8時間掛ける2日、4時間1日で20時間、改正では、1日3時間55分から週5日で19時間25分になるわけでありまして、また、1日4時間55分掛ける週5日で24時間35分になると、1日7時間45分で3日間勤務をいたしまして23時間15分になると、それから7時間45分の勤務で2日間、3時間55分掛ける1日で19時間35分ということに、こういう勤務形態も可能であると、こういうことはほとんどないんですけれども、こういうことの規定を正しく中で改正をいたしたということございまして、御理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第3号 上里町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第10 町長提出議案第4号 上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する
条例について

議長（桜井 彪君） 日程第10、町長提出議案第4号 上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第4号 上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例についてであります。

主文でありますけれども、先ほど申し上げました内容の説明になるわけでありまして、最初に、提案理由の説明とさせていただきます。

上里町立上里中学校施設の耐震化等の整備にかかわる費用について、計画的に財源を確保するため基金を設置いたしたく本案を提出するものであります。上里中学校の施設の耐震化につきましては、平成17年度から耐震診断を実施いたしまして、その結果を踏まえて平成20年2月から上里中学校耐震化庁内プロジェクトチームを設置いたしまして、検討を進めておるところでございます。

校舎の耐震化の方法につきましては、現在検討中であるわけでありまして、検討の過程で、耐震化に当たっては多額の事業費が必要とされ、その財源確保も一つの大きな課題となっているところでございます。今後の財政状況も大変厳しいことが想定されるわけでありまして、財源の計画的な確保を目指して基金を設置し、積み立てを行うことにより、事業年度の財源負担の軽減を図り、円滑な事業推進を図っていきたいということでございます。

次に、条文の骨子の説明でありますけれども、第1条につきましては、上里町立上里中学校施設の耐震化等の整備を図るために基金を設置して目的を定めたものであります。

第2条につきましては、毎年積み立てる額についての規定を定めさせていただいたところ
あります。

第3条につきましては、基金の管理の方法及び通常金融機関に預金して安全を確保するこ
とであり、支障のない限り預金による運用利益を図ることが規定をされているところござい
ます。

第4条につきましては、運用利益の処分について定めたものでございまして、第5条につい
ては、繰りかえの運用についての規定をいたしたものであります。

第6条につきましては、設置目的のための基金の取り崩しに充当することを定めたものであ
ります。

第7条につきましては、基金の管理に関して必要事項についての委任規定を定めたものであ
ります。

附則につきましては、平成21年4月1日から施行いたしたいということでございます。

以上をもちまして、上里中学校の設置基金の管理及び処分に関する条例についての提案説明
とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます次第でござ
います。

補足説明でありますけれども、町も学校施設整備基金というものがあるわけでありませ
ども、それは一般的な学校の耐震化、それから大規模修繕等に係る資金の積み立てであるわけ
でありますけれども、今回は上里中学校という目的をもって明確にこのところに基金設置をし
ていくという意思表示をするために今回の設置をさせていただいたということでございま
す。

当初もう少し額も、当初の町長の説明にもありましたとおり、もう少し多額の額の積み立
てをいたしたいということで考えておったわけでありませども、非常に財政上厳しい状況で
ございますので、今回このような形の積み立てを当初予算でさせていただくということにな
ったわけでありませども、これからもその状況を見ながら積み立てを優先して行っていき
たいということでございませども、財政事情は非常に厳しいということも一つ大きくあるわ
けでありますので、御理解を賜りたいと思います。

以上であります。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第4号 上里中学校施設整備基金の設置、管理及び処分に関する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第11 町長提出議案第5号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例について

議長（桜井 彪君） 日程第11、町長提出議案第5号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第5号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についてであります。

最初に、提案理由でございますけれども、児童福祉法の改正によりまして、小規模住居型児童養育事業の対象者となる扶養義務者のいない児童について国民健康保険の被保険者の適用除外とするため本案の提案をするものでございます。

改正の概要でありますけれども、小規模住居型児童養育事業とは、都道府県において措置にかかわる児童について、要保護児童の養育に関して相当の経験を有する者と里親を除いておるわけでありますけれども、この居住において養育を行う事業でありまして、その事業の対象となる扶養義務者のいない児童について国民健康保険の被保険者の適用除外となるものであります。

次に、条文の内容でございますけれども、改正条文の骨子について説明申し上げますが、国民健康保険条例第7条では、国民健康保険の被保険者とならない者を規定いたしましたところでございまして、児童福祉法の規定による児童福祉施設に入所している児童または里親に委託されている児童であって、民法の規定による扶養義務者のいない児童について国民健康保険の被保険者とならないとするものであります。今回の児童福祉法の改正によりまして、4月1日より新たに小規模居住型養育事業を行う者に委託されている児童で、民法の規定による扶養義務者のいない児童につきましては、国民健康保険の被保険者の適用が除外をされるものでありまして、

それはそれなりのいろいろの保険で該当をしてくるということでございます。

以上、国民健康保険の一部を改正する条例の内容でございますので、慎重御審議の上、御議決賜りたいというふうに思うところでございます。

補足でございますけれども、条文の中で5条でありますけれども、被保険者のいない者のということで規定がありまして、それを今回の改正ではそれを除くということになったわけでありまして、これについての措置は、これを改正されて、除外されて該当しなくなってしまうと除かれてしまうという意味ではありませんでして、児童福祉法のほうで処置をされて面倒を見ていただけるということになって、国民健康保険法からは除かれたという御理解でいただきたいと思えます。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。
ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第5号 上里町国民健康保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第12 町長提出議案第6号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について

議長（桜井 彪君） 日程第12、町長提出議案第6号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第6号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例について。
御提案申し上げました議案第6号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての提

案理由の説明をさせていただきます。

介護保険法等の一部を改正する法律及び介護保険法施行令の一部を改正する政令が施行されたこと並びに介護保険事業計画の策定に伴う平成21年度から平成23年度までの介護給付費の推計に基づき、保険料について所要の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

改正の概要でありますけれども、平成18年度から講じられてきた税制改正に伴う激変緩和措置について、平成20年度をもって終了いたします。そのため、税制改正の影響を受けた被保険者の保険料の急激な上昇を抑えると同時に、税制改正から既に3年間が経過し、改正後に65歳を迎える第1号被保険者になられた人との均衡を図る必要が生じました。保険料の段階を見直し、従来の6段階から7段階に変更いたすものであります。

さらに、第4期介護保険事業計画の見直しの中で、今後の高齢者、第1号被保険者の増加に伴い要介護認定者と介護サービス費の増加が見込まれるものであります。高齢者人口の伸びやサービス利用の伸び及び平成21年度から23年度までの3年間につきまして推計し、第1号被保険者の保険料を設定したものであります。

主文の説明でありますけれども、改正の骨子について申し上げたいと思いますが、条例第3条保険料率についてでありまして、保険料について規定したものであります。保険料の段階を新たに設けたため、根拠となる介護保険法施行令を第38条から39条に改め、保険料額については、従来の6段階から7段階に改正をいたすものであります。

第1号を1万8,600円から2万400円に改めるものでありまして、基準額の0.5に相当するわけであります。

次に、第2号は、1万8,600円から2万400円に改めるものであります。基準額の0.5に相当するものであります。

第3号が2万7,900円から3万600円に改めるものでありまして、基準額の0.75に相当するわけであります。

次に、第4号が3万7,200円から4万800円に改めるものでありまして、上里町の基準額が月額3,400円ということになるわけでございますので、御理解いただきたいというふうに思います。

第5号が4万6,500円から4万4,800円に改めるものでございまして、今回の新たな基準額の1.1倍に相当する額になるわけであります。対象となります本人、住民税非課税で前年度の所得金額は150万円未満の方です。

第6号を5万5,800円から5万1,000円に改めるものでございまして、基準額の1.25倍となる方でありまして、第3期の第5段階に当たる方であるわけであります。

第7号につきましては、前各号のいずれにも該当しない場合で、基準額の1.5倍になる方で、

第3期の第6段階に当たるもので、6万1,200円が設定されたところでございます。

附則に改正につきましては、平成21年度から23年度までの保険料率を特例で規定するもので、特例4段階として3万6,700円を設定いたしましたところでございます。対象となりますのは、世帯のだれかに住民税非課税の方がおられ、本人、住民税非課税で前年度収入額が80万円以下の方であるわけでありませう。

施行期日につきましては、平成21年4月1日からであります。

第4期の介護保険料は月額3,400円、年額4万800円を基準額とさせていただきます。保険料の段階区分を7段階、特例を含め実質8段階とさせていただきますところでございます。

以上が上里町介護保険条例の一部を改正する条例の提案理由の内容でございますので、慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げる次第でございます。

補足でありますけれども、先ほどの協議会の中で内容については御説明を申し上げたとおりでございます。できる限り値上げ幅を縮小するために基金の最大限の取り崩しを図って今回の料金設定をさせていただいたということでございますし、児玉郡市内でも一応一番低い額になるというような見込みであるわけでありませうので、御理解を賜りたいと思ひます。

以上です。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 先ほど説明を聞いたわけですがけれども、まだよく理解できないので、再度お聞きしたいのですけれども、先ほど副町長から説明がありましたように、今度の改正は今までの6段階から7段階に変わったと、それが大きく変わったわけですがけれども、それによって第4段階の人たちが大幅に変わったわけですね。1,226人の人は500円安くなったと、それから902人の人は3,600円高くなったと、それから、6段階から7段階になることによって、今まで4段階であった人が5段階になった人がいますよね。これが615人ですか。この人は7,600円一気に高くなるわけですね。その辺の説明をお願いしたいわけですが。

議長（桜井 彪君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 今の御質疑ですがけれども、第3期のところにおいては3年間で激変緩和という形で実施してまいりました。平成18、19、20という形で18年度の算定率、19年度の算定率、20年度については本来の算定額でということだったので、国の方針によりまして19年度を踏襲するよという形で、今現在その段階区分が分かれております。それらを加

味さていただいて、国のほうで今回7段階、事実上8段階の救済というのでしょうか0.9と1.1、この辺のところの第1号被保険者の所得状況を勘案して激変の緩和を踏襲するような形で改正にいくというそういう方向性になっております。

ですから、第7段階の人については、算定比率ですが、第7段階については1.5倍という形で変更ございません。第5段階のところは第6段階にいきますので1.25倍、基準額から1.25倍の方のところの0.25のところを1.1という新しい制度を設けて救済しているというそういう算定率になるかと思いますが、よろしくお願ひしたいと思ひます。

議長（桜井 彪君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 先ほどの資料の説明によりますと、第4段階のイ、それから今度新たに第4段階の人がアとイと、それから今度は第5段階に移行する人がいるわけですね。それで、第5段階に移る人が先ほどの615人いるわけですがけれども、その人が一気に7,600円値上げになるわけですね。それで、この全階層の中でこれだけ大幅値上げになる人というのはいないですよ。7,600円一気に値上げになる人というのは。なぜそういう方たちが出るのか。

それから、その内容を見ますと、4段階イというのは、本人、住民税非課税、80万円を超える者と、それから新たに第5段階になる人というのが前年の所得額が125万円未満だと、こういう内容の中で、なぜ615人の人がこんなに大幅に一気7,600円も値上げになるのか、その辺の説明をお願いします。

議長（桜井 彪君） 健康保険課長。

〔健康保険課長 高杯一美君発言〕

健康保険課長（高杯一美君） 段階が変わるのですが、旧第5段階の人、その新しいところの1.1というのは、本来であれば1.25倍の保険料を算定しなくてはならない、その人たちを救うために1.1の新しい制度を設けたということです。第5段階になるのですが、この表上は第6にいくよというそういうちょっと文章上の問題かなと思うので、御理解いただければと思ひます。

加えて、第4段階の人も本来であれば1.0倍の基準額であるのですが、収入の少ない方については救済しましょうという形で、逆に値下げをするという形で0.9の方が増えるよという新しい算定式になるかと思ひます。

ですから、所得段階別の第4段階が基準額で、特例4段階というのができたのは、本来であれば基準額をいただく方ですが、その収入に至っていない方については特例4段階で0.9の保険料を、新6段階の方については、本来であれば1.25倍いただく方だったんですが、そこを法令上第5になっているんですが、5イコール5でなくて、ちょっと段階の呼び名が、通称が変

わかりますので、掛け率を見ていただくと1.1という形で、逆に減額になった方という御理解をいただければと思います。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。よろしければ質疑を打ち切りますけれども。

〔「いいです」の声あり〕

質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） この介護保険は3年ごとに見直しをしているのですが、このたびの見直しの中で、先ほど提案がありましたように月額で300円値上げになるわけです。年間では3,600円の値上げになるわけです。それで、その中で多少値下げになり緩和した部分がありますけれども、全体的には基準額を月額で300円、年間で3,600円値上げしていると。

それで、厚生労働省のほうは、今度は介護報酬を3%引き上げるのだから、これに便乗して値上げをしないように、基金を取り崩して対応してくれと、そういう指導をしているわけで、全国的には3割、3分の1の自治体は値上げをしないと、据え置きと。本庄、児玉郡内でも値上げをしないで値下げをしている自治体があるわけですが、上里町の場合は10億円基金があったわけだけでも、75%、7億5,000万基金を取り崩したけれども、しかしながら基準額を月額300円引き上げた。一生懸命値上げ幅を抑えるために努力はしたようですが、その辺はわかりますけれども、やはり所得の少ない人にとっては大きな負担増になることだと思います。

介護保険、大勢の人がいるわけですが、年々対象者も増えてくる中で、これからますます大変な事業になることだと思いますが、これに加入している多くの人がこの負担を払いながら、なおかつ利用料をまた負担をしなければならぬということで、大変負担の増える今度の改定案ではないかなと思ひまして、提案されました議案に反対するわけであります。

以上です。

議長（桜井 彪君） ほかに。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、討論を終了いたします。

これより議案第6号 上里町介護保険条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 13 町長提出議案第 7 号 上里町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例について

議長（桜井 彪君） 日程第13、町長提出議案第 7 号 上里町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第 7 号 上里町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についてであります。

御提案申し上げました議案第 7 号の上里町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の提案説明をさせていただきますが、提案理由の内容でありますけれども、介護報酬の 3 % 引き上げに伴う介護保険料の上昇を緩和する目的で国から交付される交付金を平成20年度において受け入れ、当該交付金を適正に管理するために基金を設置いたしたく本案を提出するものでございます。

改正の概要でございますけれども、介護保険従事者の処遇改善対策として平成21年度の介護報酬改定、プラス 3 % 等に伴う保険料の急激な上昇を抑制し、被保険者の負担を国費により軽減するため基金の設置をするものでございます。

条文の内容でございますけれども、内容の骨子を申し上げたいと思いますが、第 1 条については設置の目的について、介護報酬の改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するために設置するのだということございまして、第 2 条は、基金の額については本町が国から交付を受けた交付金の額を定めたわけでありまして、

第 3 条につきましては基金の管理の規定、第 4 条につきましては運用益の処理についての規定ございまして、介護保険特別会計予算に、発生したのものについては繰り入れをするというものであります。

第 5 条は繰りかえ運用について財政運用上と認められる場合は、期限及び利率を定めて基金に属する現金を歳計現金に繰りかえて運用することが規定をされたわけでありまして、

6 条の基金の処分については、1 号で、第 1 号被保険者の介護保険料について保険報酬の改定に伴う増加額を軽減するためする場合と、第 2 号は、保険料の軽減にかかわる広報啓発、賦課徴収にかかわる電算システムの整備に関する費用に充てることということが規定をされているわけでありまして、

第 7 条については委任規定であります。

附則第1号につきましては、施行期日を公布の日から施行し、附則第2号では、平成24年3月31日で条例の効力を失うということをございまして、これは国から受け入れたものを3年間管理をし、年々それを介護保険料に繰り入れをして処理をしていくという内容であります。

以上で介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第7号 上里町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第14 町長提出議案第8号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例について

議長（桜井 彪君） 日程第14、町長提出議案第8号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第8号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

初めに、提案理由の説明をさせていただきますが、特定家庭用機器再商品化法施行令及び資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の一部改正に伴いまして、対象品目の改定及びし尿くみ取り手数料及び消費税の明確化が生じたので、所要の改正をいたしたく本案を提出す

るものであります。

次に、改正の内容について申し上げたいと思いますが、特定家庭用機器再商品化施行令の一部改正に伴いまして、従来の再商品化の対象品目でありましたブラウン管式テレビ、エアコン、それから冷蔵庫、冷凍庫、そして洗濯機の計5品目に、新たに衣類乾燥機と液晶型、プラズマ式のテレビが対象品目となりましたので、別表の一部を改正いたしたく提案をさせていただくものでございます。

別表一部改正でございますけれども、電化製品類の項の中で乾燥機の規格寸法等、食器用または衣類用を削除し、乾燥機の品名を食器乾燥機といたしたところでございます。また、テレビジョンの受信機の規格寸法等の欄で、ブラウン管式に液晶式またはプラズマ式を追加いたしましたものでございます。さらに、別表第2の特定家庭用機器の項の中で、テレビジョン受信機の規格寸法等の欄でブラウン管式の後ろに液晶式またはプラズマ式を追加し、品目欄の電気洗濯機の後に衣類乾燥機を追加いたしましたものでございます。

次に、資源の有効な利用の促進に関する法律施行令の改正に伴いまして、従来のパソコンは町による回収を行っておりましたが、再資源化商品の対象品目となり、製造事業者であるメーカーによる自主回収が義務づけられたことにより、別表第1の品目欄、パソコン本体を削除するものであります。

他に別表第1の中で、ファンヒーターについてであります。児玉郡市広域市町村圏組合ごみ処理施設の小山川クリーンセンターの受け入れで事業用または大型ファンヒーターを受け入れ拒否としておるところにかんがみまして、今回の改正で規格寸法等の欄に家庭用小型と規定をいたしたところでございます。

別表第3のし尿くみ取り手数料の改定についてでございますけれども、現在の条例では消費税についての記述がないため消費税額が不明確となっておりますので、修正前の36リットル当たり270円は消費税の3%が含まれた金額となっておりますので、消費税抜きの263円と修正をさせていただきました。備考欄に、2の手数料の額は上記の記述より算出した合計額に100分の105を乗じて得た額といたしました。ただし、1円未満の端数があるときはこれを切り捨てるものとするとの規定を追加し、現在の消費税額5%に対応した消費税の明確化を図ったものでありますので、御理解をいただきたいと思います。

以上をもちまして、上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての提案及び内容説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

3 番納谷議員。

〔 3 番 納谷克俊君発言 〕

3 番（納谷克俊君） し尿のくみ取り手数料のところでお伺いしたいのですけれども、以前もお話が出たかと思うのですが、このし尿のくみ取りの場合は、浄化槽と違って町と業者さんの委託契約という形をとられていたと思うのですが、委託という形をとると、本来であれば一般ごみの回収のように町側からお金を業者さんに支払うという形が正しいのかなと思うのですけれども、この件に関してだけは、エンドユーザーさんが直接その業者さんにこういった形での手数料をお支払いするという形をとっていると思うのですけれども、その辺の解釈ですけれども委託ということが正しいのか、それとも、し尿に関しても法的環境の問題はちょっと今わからないのですけれども、これも許可制にしてやるのが筋なのかなと思います。許可という形を出して、直接ユーザーさんと業者さんのやりとりをするという形が正しいのかなと思うのですけれども、その辺の見解だけ確認のためにお伺いしたいのですけれども。

議長（桜井 彪君） 町民環境課長。

〔 町民環境課長 澁澤秀実君発言 〕

町民環境課長（澁澤秀実君） し尿くみ取り料の関係については、私もちょっと勉強不足で大変申しわけないのですけれども、一般廃棄物処理という形で単価を決めさせていただきまして、町で業者に委託しているということでございます。

議長（桜井 彪君） 暫時休憩。

午前 11 時 35 分休憩

午後 1 時 40 分再開

議長（桜井 彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第14の第8号の議案に対しまして、納谷議員の質問に対しまして、副町長。

〔 副町長 山下精治君発言 〕

副町長（山下精治君） 私のほうで説明をさせていただきたいと思いますが、今回手数料関係について、今までの関係が不十分であったということで、料金の中の消費税関係について内税という形で、よその美里等も改正をしたということでございますので、私のほうも改正をさせていただいたというようなことでございまして、明確化させていただいたということでございます。

これについては、御承知のとおり、上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例がございまして、この中の14条の中で、地方自治法第227条の規定により町が行う一般廃棄物の収集、運搬及び処分についての料金については定めるということになってございまして、これに基づいて

先ほど申し上げました額が定められているということでございます。

この根拠法令といたしましては、一般廃棄物の処理、清掃に関する法律がございまして、その中の6条でございますが、廃棄物処理業の6条でございますけれども、一般廃棄物の処理処分を業として行うものは、当該業を行おうとする区域の管轄する市町村長の許可を受けなければならないということになっているわけでありまして、それに基づき市町村は業者に対して許可をするということになるわけでありまして、それに基づきまして法の12条で、第1の許可を受けた者は市町村が定めた料金の額以内でなければならないという、超えてはならないということがございまして、その中で業者の方々が徴収をさせていただくということになるわけでありまして。

以上であります。

議長（桜井 彪君） 副町長の答弁で、納谷議員よろしいですか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） おっしゃっていることの意味はわかったのですが、今回、許可、先ほど許可という言葉があったのですが、その場合と今回の委託という言葉の定義の問題が以前からちょっと引っかかっていたなと思っておりまして質問させていただいたのです。たしかお隣の本庄市は、このし尿に関して許可制をとっていたのかなと、本庄市と旧児玉町が合併したときに、児玉町は上里町同様、委託だったと、ただ料金の徴収の方法は違ったかと思っております。その辺の質問をさせていただいたわけですが、今回につきましては、そこをもむところじゃないなと思っております。今回の条例改正はそこをもむべきところではないと思っておりますので、ちょっとニュアンス的には違うかなとは思っておりますけれども、結構でございます。ただ、その委託と許可のほうでお話が今簡単につくようであればお話ししたいのですが、別にちょっと時間がかかるというようなお話ならば、また後日改めてということで結構でございます。よろしく申し上げます。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 細かい点については後日話をさせていただきたいと思うわけでありまして、方法論として基本的には2つあると、町が直営で該当者からお金をいただいて、そしてそれを支払うという方法もあるわけでありまして、また、今のような形で料金を定めて、そしてその範囲内で業者が徴収していただくという方法論もあるわけでありまして。その中で市町村によって、部分的ないろいろな方法論等がとられているわけですが、なかなか画一的な方法論が一致していないということもあるわけでありまして。これからそれらについ

ても十分検討させていただきたいというふうに思っております。

議長（桜井 彪君） そのほか質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第 8 号 上里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第 15 町長提出議案第 9 号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例について

議長（桜井 彪君） 日程第15、町長提出議案第 9 号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第 9 号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例について。

初めに、提案理由の内容について説明を申し上げます。

上里町烏川神流川総合運動公園内における県有施設ゴルフ場の本町への移管に伴い、有料公園施設に関わる使用料等にかかわる規定を設定する必要があるため、所要の改正をいたしたく本案を提出するものであります。

今回の都市公園条例の一部改正であります。県がゴルフ場の地権者との借地期間満了に伴いゴルフ場から撤退し、県にかわり町が新たに地権者より土地を貸借し、県から無償で施設の譲渡を受けることとし、ゴルフ場の設置と、それから管理に伴う関連部分の改正を行うものであります。

上里町都市公園条例の一部を改正する内容について申し上げますが、第 6 条第 1 項の別表を別表第 1 に改めまして有料公園施設とし、これまでの庭球場に加え、ゴルフ場を加えるものでございます。

10条第1項中の有料の上に都市公園法の公園管理者以外の者の公園施設の設置等といたしまして法第5条第1項、また、都市公園の占用の許可として法第6条第1項、占有許可の申請として第3項といたしまして、「上里町都市公園条例の2条第1項もしくは第3項の許可を受けた者または」を加えまして、別表2に改めたわけであります。「使用許可の際に」を削り、第10条第2項中に別表第2表に改めたものであります。

なお、この公園施設の管理にする場合の土地と建物の使用料の単位と金額を別表2に追加いたしましたところございまして、同条の規定に使用料の徴収規定を新たに1条加えたところであります。

10条の2に、前条の規定による使用料は、許可を受ける際に徴収する。ただし、有料公園施設の使用料については、利用当日までに徴収するという有料公園施設の使用料の徴収方法を加えたものであります。

同条第2項には、前項の規定にかかわらず利用期間または占有期間が引き続き1年以下にわたる場合には、町長は年ごとに徴収できるものとし、ただし書きのところに、町長が特に特別の事情がある場合と認めるときは、この限りではないという規定を設けさせていただいております。

利用期間は、占有期間が1年以上継続する場合には、使用料を年ごとに徴収できることにいたしておるところでございます。

第11条中では、第10条に追加されました前条を第10条に改めて、同条に、「ただしゴルフ場についてはこの限りではない」を加えたところでございます。

減免規定の適用から除外となっております。

別表の改正は、別表中、点がありまして第10条関係及び使用料を削りまして、同表に都市公園名であります上里町烏川神流川総合運動公園を有料公園施設にゴルフ場を加えたものであります。

別表の追加によりまして、別表を別表第1とし、追加する別表を別表第2に、第10条関係でございすけれども、いたしたところでございます。

別表2でありますけれども、公園施設を管理する場合の管理許可をした際の使用料といたしまして、土地については1年につき当該土地の適正な価格に100分の2.35を乗じて得た額とし、建物については1年につき当該建物に適正な価格に100分の10を乗じて得た額といたしたところでございます。

なお、備考に土地または建物を使用させる場合、その期間が1年を満たない端数があるときは、日数計算によって算定するものとしておるところでございます。

次に、有料公園施設を利用する場合といたしまして、上里ゴルフ場ゴルフコースを利用する

と、使用区分といたしまして平日グリーン費、乗用カート、諸経費の場合は1人につき18ホールまで1万円以内とし、18ホールを超えて9ホールまでを使用した場合には5,000円以内を追加いたしましたところでございます。土曜日、日曜日及び休日の場合は、1人につき18ホール1万6,000円以内とし、18ホールを超えて9ホールまで使用した場合には8,000円以内を追加させていただいたものでございます。

なお、料金を以内といたしましたが、有料公園施設を利用する場合の上限額としていたしたものであります。

備考でございますけれども、休日の定義につきましては、国民の祝日に関する法律の第3条に規定する休日、1月2日、同月3日及び8月13日から同月16日まで及び12月29日から翌月の3日までを休日扱いとするものの規定をいたしたところでございます。

附則といたしましては、施行期日でございますけれども、平成21年4月1日から施行するものでございます。

以上をもちまして、上里町都市公園条例の一部を改正する条例についての提案の説明でございます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 2点ほどお聞きしたいのですが、1点目は、上里ゴルフ場は赤字だと聞いているわけですが、県と契約して20年間県営でやってきたわけですが、ずっと赤字だったのか。黒字になった経緯はなかったのかどうか。

もう一つは、その土地についてはほとんどが賃貸ということで、県が賃貸契約を結んで地代を払ってきたわけですが、174人地権者がいるというふうに聞いているわけですが、この20年間、当初は農家をやっていた人があそこの農地をやめてゴルフ場に貸して、農業はやっていないわけですが、その後20年の間に譲渡されたかして、あそこで農業をしたいと、あそこの土地で農業をしたい、だから代地が欲しいという話を伺っているわけですが、どのぐらいの代地をどういう形で契約することになったのか、その点について説明をお願いします。

議長（桜井 彪君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） ただいま2点ほど御質問があったわけですが、赤字で

20年間という話があったのですけれども、20年間ずっと赤字かということでございます。その辺につきましては、当初は県のほうが直営でやっております、途中からリバーフロンティアのほうに経営をさせているということでございまして、ずっと赤字だったのかということにつきましては、ちょっと私どもでは把握しておりません。最近の状況については赤字ということで、いろいろ交渉の中で、そういうことで交渉を進めさせていただいておりますけれども、以前のことはちょっと把握しておりません。申しわけございません。

それから、今回、契約の更新に当たりまして代替というお話がありまして、それをどういふふうにと言うことでございますけれども、当初、御指摘のように、代替というお話で進めさせていただいたわけですが、途中で代替ということではなくて、話が違う方向に進んでおりますのは、議員さんも御承知のとおりだと思っております。この話につきましては、下水道用地の関係でございませうか。

〔「何反歩を幾らで」の声あり〕

まち整備課長（赤見省三君） 町有地の代替として、形的には町有地を代替地として貸したという、その辺のところでございますか。その辺につきましては、ちょっと私どもも直接、町有地の貸し付けは私どもの分野でございませぬので、その辺のところは担当課のほうにお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

議長（桜井 彪君） 総務課長。

〔総務課長 植原育雄君発言〕

総務課長（植原育雄君） 御説明いたします。

下水道用地のところの1万平米ということで、面積は1万平米をお貸しするということで現在進んでおります。それで、1,000平米当たりでしょうか、1万3,000円ということで、町のほうでは農業経営基盤強化促進法の関係がありまして10アール当たり1万3,000円ということで、面積につきましては1万平米でございます。

議長（桜井 彪君） 13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） あそこの上里ゴルフ場が20年間やって、ずっと一貫して赤字だったと、そういうことで、今度は町が権利を買ってやるわけですが、大丈夫なのかと。赤字のところを引き継いで、それで地権者に今度は1反歩9万円ですか、当初9万円、それからまた3年たって8万5,000円、また8万という地代を払って大丈夫なのかどうか、それが1点。

もう一つは、あそこはもともと河川敷だったけれども、地権者がいて、県が買いますよと言ったときに、いやまだ売りたいと、貸すのならいいですよという形で多くの農家の人がそれを県に貸したと。農業をしていたけれども、農業をやめて県に貸したと。そういうことで、

いわば農業を営みとしていた人が農業をできないので貸すのだということで、県はそういうことを考慮して、一般的には高い金額で借りて、20年間地代を払ってきたのではないかなと思うのですが、この間に農業をしない人がその用地を買ったと、そして今度はそれを買ったから、自分のものであるから、今度はそれを町に貸してお金をもらおうと、そういう考えはどうかかなと。

それから、もう一つは、農業をしたいから別の農地を貸してくれと、今度は農業をするのだからということで、今度は1反歩1万3,000円と。片や途中で買って、自分の所有物だから町に1反歩9万円で貸すと、片や農業をするのだから1反歩1万3,000円だと、そういう考えはどうかだろうかと。その人だけに何か、その人の農業をやってきた生活を補償するという考えでなくて、自分の所有物を貸したのだからみんなと同じ9万円を欲しいと。だけれども、今度は農地として町で借りるのだから、今度は農地だから1反歩1万3,000円、8分の1の値段で借りて、そこで農業をすると。

ちょっと今までの経緯からするとずれているのではないかなという感じがしますが、その特定の人に便宜を図っているように感じられるわけですが、その辺の経緯はどうなっているのでしょうか。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） これについては、今までの協議会の中に何回となく説明をさせていただいて御理解をいただいているというふうに我々も理解をしているところでございますけれども、先ほどまち整備課長がお話を申し上げましたとおり、赤字の部分でございますけれども、当初は企業局が直営をしております、その時分は相当人数も多かったわけでありまして、赤字でということはなかったらうなというふうに思います。しかしながら、リバフロに移行してからは、やはり今のゴルフ場の低迷から赤字が生じてきているということは事実であるわけがあります。

そういう意味で年間8,000万程度の赤字があるわけでありまして、前にも申し上げましたとおり、ゴルフ場4場が一緒に行われているわけでありまして、4場の中で大麻生、それから吉見については相当の黒字が出ている。それから、妻沼については大体とんとん状況であるということで、上里町が8,000万程度の赤字になっていたわけでありまして。そういう意味で、全体としてはゴルフ場として4場を県が一括してリバフロに貸したことでございまして、リバフロはその中で経営をしていくということでございまして、今までは赤字があったところもそれなりに全体ではプラスになっていたということの状況にあるわけでありまして。

しかしながら、今度それが、県が町のほうに譲渡移譲されて、リバフロのほうもずっとこの

まま赤字であるということは、やはりリバフロとしても引き受けづらいということでございます。それに伴う町のほうの利用料、今まで県に払っていた利用料よりも下げてほしいということで、その対応の協議をさせていただいて、リバフロとの協議の中で現在の額が決まったわけでございます。

そういう意味で今リバフロは、今年度、予測でございますけれども、20年度は大体5,000万ぐらいの赤字であろうというふうに考えているようでありますけれども、21年度においては、このままいきますと大体500万程度の黒字が出るのではないかと試算をしているようであります。これはあくまでも利用の状況でございますから、どういうふうになるかはっきりわかりませんが、見通しとしてはそんなような考え方を持っているということでございますから、それが黒字にならなくても、ほとんどペイにできるような上里町の状況になるのではないのかなというふうに理解をしております。リバフロ全体としては安定した経営ができる、そういうことでこの上里町に対する地代のほうも支払いができるというふうなことを役員会でも了承を得たというふうに確認をしているところでございます。

それから、いま一つ、代替地の関係でございますが、これは地権者とも、147人の方でございますのでいろいろな方がおられることは事実であります。その中で、やはり1人の方が、農業をしたいから、ぜひ一つそれはかわりに耕作できるところが欲しいというような強い要望がございまして、町としてはいろいろ考えた末、今利用されていない下水道用地を、当面またこれを開発できる見込みもないわけでありまして、そのところを農地として貸し付けをするということに考えたわけございまして、これについては何回も説明させていただいたとおりでございます。これは利用増進の方法をとりまして、利用増進3年間を見てお貸しをすることでございまして、これに対するリスクの件は将来にわたるものはないというふうに理解しているところでございます。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

ほかに。

14番小暮敏美議員。

〔14番 小暮敏美君発言〕

14番（小暮敏美君） 1点確認です。私ちょっと余りゴルフというのはよくわからない人間なので申しわけないのですが、わからないからちょっと逆に聞くのですが、このゴルフ場というのは何時から何時まで使用できるのでしょうか。お答えください。

議長（桜井 彪君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） 特に時間は何時からということは規定の中ではないのですけ

れども、例えば夏場ですと、もう早朝ゴルフということで日の出から、また日が入るまでやらせているゴルフ場もございます。上里ゴルフ場については、ちょっとその辺のところ、時間はわからないのですけれども、やはり早朝ゴルフ等も実施しておりますので、夏ですと6時半とか6時とか、その辺の頃から早朝ゴルフということでやるというふうに思っております。定かな時間はちょっと確認しておりません。申しわけございません。

議長（桜井 彪君） 小暮議員。

〔14番 小暮敏美君発言〕

14番（小暮敏美君） わからないことはしょうがないことですが、この間、たしか全協の席で私の質問に町長は、この施設が町のものになってリバフロに貸すと、それで町全体を挙げてこれを宣伝するのだという話をしたというふうに私も記憶しております。それで、たしか他の経営のゴルフ場ですと、かなり遅く回っても、暗くなった場合には職員の方が車を近くに寄せてライトアップさせて、そこでラウンドを最後まですると、そのくらいの企業努力をしている県営ゴルフ場なのかな、があるそうです。

私が言いたいのは、親方日の丸じゃなくて、やはり町長がみずから言ったのであれば、やはりそういう改善の仕方、また、そんなところに遅くまでできない施設であれば、その施設に投資をするという形で、やはり売り上げを上げていかないことには、出るものはもう決まっているわけですから、固定で、ということは、やはり売り上げを上げていくということしかないというふうに思います。

それと、もう1点、私がちょっと疑問に思ったのは、町長がそういうふうに言った中で、今月の広報かみさとで、たしかゴルフの大会がありましたっけね、そのところに何もうたっていない。ただゴルフをやりますよという話、町長はもっと全面的にそういうものを打ち出していくと、広報等でもいろいろ出していくと言ったはずですが、それがただ単に町民ゴルフをやりますというだけというのは、ちょっと町長の言っていることとやっていることが違うのではないかなというふうに思うのですが、町長の意見はどうでしょうか。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） ゴルフ場の経営は、恐らく今の時間ですと8時ごろから5時ぐらい、日没まであるわけでございますけれども、平日の場合は、どこのゴルフ場でもそうですけれども、いっぱい入っていない今は、寒い時期ですからいっぱい入っていないと思います。そうだとすると4時ぐらいにしまうゴルフ場も多々あると思います。ただ、大きいコンペ等、そういうものが入るときには、日の明るくなったときから、例えば7時ごろからスタートすることもございます。また日没までやっているところもあります。ただ、ゴルフは車の明かりではほと

んどできないと思います。もう打つところは見えても飛んでいった先が見えないわけですから、そういうことは不可能だと、そういうふうに思います。だから特別の夜間照明、そういうものが点いているところはそれなりに暗くなくてもできる、そういうこともあると思いますけれども、そういうことで時間帯についてはそういうことが言えると思います。だから大きいゴルフコンペが入っているときは夏なんか6時半から出るところもあるし、日没までやると、そういうのが普通でございます。

あとは、我々が全く企業努力、そういうゴルフ場について、今回もゴルフコンペをやったり町村対抗をやったり、いろいろそういう努力もさせていただいておるわけでございますけれども、ゴルフをやっていただいている方にはそういう声をかけたり、これからの経営手腕につきましても、これは県のフロンティアがこういう、今回の使用料なども出ておりますけれども、これは副町長が監事をやってあって、そちらのほうに役員として行っておりますけれども、これは全体の経営の中での使用料が出ているわけでございます。

そういった中で、範囲内ということでございますから、安くできることもないわけではないわけでございます。この辺、上里の場合は特に近隣のゴルフ場、埼玉と群馬はゴルフ場の料金設定が違うのです。群馬県のほうが安いのです。埼玉県というのは、もう県南のほうへいくとえらい高い。我々の地域は県北に位置していますから、埼玉県の料金で設定はされますけれども、上里町はそういう条件下の中にあるわけでございますから、そういった範囲内ということであってございまして、通常の場合は六、七千円でやらせていただいています。

今後、広報等も通じまして、そういう面については上里町のゴルフ場、今度は町で経営するのですから、ぜひ皆さんに利用してくださいということで広報等にも載せさせていただきたいというふうに思っておるわけでございますけれども、やはり我々は、ゴルフをする一人としてお互いにいろいろそういう機会があるごとに、今度はぜひ上里町のゴルフ場を使ってくださいという話はさせていただいておるわけでございます。

ただ、先ほど申し上げましたとおり、群馬県と埼玉県の差というものがそういうところに生まれてくるわけでございますから、何でもかんでも上里でというわけには、一存にはいかないわけでございますけれども、そういった面で今後、上里町が引き受けてやるということにつきましては、最大の努力をしていきたいというふうに思っておるところでございます。

また、先ほど副町長のほうから御説明がございましたけれども、今年度は5,000万ぐらい、今度は料金を下げていただいた部分もあるから、地代を払っても500万ぐらい黒字になると、そういう計算上の数字も出ておるようでございます。地代を4,000万ぐらい払っても黒字になるということは、5,000万ぐらい黒字になるということであろうというふうに思うわけでございますけれども、できるだけ、これは赤字になったからといって赤字の部分を町が補てんする

という意味ではございません。これはリバーフロンティアが経営をしているわけですから、自然災害があってもフロンティアがやる、赤字があってもフロンティアがそれは補充してくれるから、町がそこで赤字になったから金を出すと、そういう意味ではございませんけれども、これは町が経営するということになれば、町もそれなりの努力が必要であろうと、そういうふうを考えておるわけでございます。

議長（桜井 彪君） 14番小暮敏美議員。

〔14番 小暮敏美君発言〕

14番（小暮敏美君） すみません。非常に町長のほうで細かく詳細にわたって、私が言いたいのも、別にこの事業の今後の先が見えないというわけではありません。ただ10年間という、ある一つの部分の区切りというものもうたっています。この10年後というは、これはいろんな世界情勢でそれはわかりませんが、10年というものはもう決まっているものですから、その中でやはり残していくもの、幾らかでもやはり浮かせるものを浮かせていくと、やはりそういう形で売り上げを伸ばしていくという形が必要じゃないかということでお話しただけであって、これに対して否定をしているつもりはありません。

また、私はゴルフというのは、申しわけないですが、私は2回しか今までやったことがないので、ゴルフというものをよく知りません。ただ、私が言いたいのは、余り町長が先頭を切ってゴルフ、ゴルフと言うのも、これはいかなものかなというふうに思うのですが、そういう部分に関しては、やはり気をつけながら、やはりこのせっかくの上里をアピールするチャンスだというふうに思います。ピンチじゃなくてチャンスだということで大々的にいろいろな事業所に声をかけて、上里ゴルフ会があるのでしたっけね、ありますよね。その代表の方と色々な形で声をかけて、大々的にうたっていきたいなというふうに思います。希望です。

以上です。

議長（桜井 彪君） 3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 1点御確認させていただきたいのですが、別表2のところ公園施設を管理する場合ということで、土地と建物の年額の計算の金額の割合が出ているわけですが、これが基になって今後審議されるこの上里ゴルフ場公園施設管理許可使用料八千百万ということの積算根拠になっているのが、今回この別表2ということによろしいのでしょうか。お願いいたします。

議長（桜井 彪君） まち整備課長。

〔まち整備課長 赤見省三君発言〕

まち整備課長（赤見省三君） 御説明させていただきます。

先日の全員協議会の中でもお示しさせていただきました覚書、町とリバーフロンティア、それから県との3者との覚書の中に10年間の金額がうたわれているかと思います。その附属資料といたしまして10年間の表がありまして、その上のほうに積算根拠、土地と、それから建物についてお示しさせていただいていると思います。その中に計算書がうたわれていると思います。これが根拠となりまして、この別表2ということになっております。

以上でございます。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

そのほか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第9号 上里町都市公園条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第16 町長提出議案第10号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について

日程第17 町長提出議案第11号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について

日程第18 町長提出議案第12号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第19 町長提出議案第13号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について

日程第20 町長提出議案第14号 上里町一般職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について

議長（桜井 彪君） 日程第16、町長提出議案第10号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件、日程第17、町長提出議案第11

号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件、日程第18、町長提出議案第12号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、日程第19、町長提出議案第13号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件 日程第20、町長提出議案第14号 上里町一般職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件、以上の5件を会議規則第37条の規定により一括審議といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

なお、議案第10号から議案第14号までの説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第10号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について、議案第11号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例について、議案第12号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第13号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例について、議案第14号 上里町一般職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例について、を一括して説明を申し上げます。

初めに、提案理由の内容でございますけれども、行政改革の推進及び財政負担の軽減のため、上里町議会の議員の費用弁償の支給停止を初め、特別職の職員で非常勤の者の費用弁償の支給停止、上里町長、副町長及び教育長の給与の削減及び一般職員等の旅費等の日当の支給停止について、引き続き特例措置を継続いたしたく本案を提出するものであります。

改正の内容でございますけれども、上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例を初め、上程させていただきました特例条例は、それぞれ附則の第2項におきまして、この条例の執行期間は平成21年3月31日と規定しておるものであります。この期限を平成22年3月31日に改正するものであります。この結果、支給停止や給与削減がさらに1年間延長されてくるものであります。

昨年秋以降、急激な景気悪化によって町税を中心とする減収が見込まれるなど、行財政改革状況も大変厳しいものがあるわけでありまして、新行政改革推進プランに沿って、特例期間の延長もやむを得ない措置と考えまして、今回提案をさせていただいたものであります。

以上をもちまして、議案第10号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例外4議案の提案理由の説明とさせていただきます。慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます。

以上です。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

13番桜井正議員。

〔13番 桜井 正君発言〕

13番（桜井 正君） 議案第10号から14号まで一括で提案されたわけですがけれども、それぞれ議員の費用弁償、それから特別職の職員の費用弁償、そして町長及び副町長の給与のカット分、それから教育長の給与のカット分、それから一般職職員の旅費のカット分、それぞれ幾ら減額になるのか。それぞれの減額額、合計額を説明お願いしたいわけです。

それから、もう1点は、3年間条例では幾ら払いますよと規定しているわけだけれども、実際には財政が厳しいので払えないということで、3年間削減しているわけなので、だとしたら条例を変えればいいのか。以前は財政があったから費用弁償1,500円払えたけれども、今こういう厳しい状況なので、とても1,500円費用弁償払えないと、だから1,000円にするのだと、700円にするのだと、あるいは、とても費用弁償まで出さないと、費用弁償は払わないと、そういうふうに条例を変えればいいのか。

言うなれば、条例ではこれだけ払いますよと言っておきながら実際には払えない、払わない。議員は4年間、議員の間は報酬が支払われて保障されているわけでありましてけれども、そういう報酬をもらっていない人も審議会であるとかいろんな会議に招集されるわけでありまして。そうした中で、条例ではそういうふうに決めているけれども実際には払えないのだと、だとしたら条例を変えて払える額に条例を変える、あるいは払えなかったら払えない条例にする、それが基本じゃないかなと思いますが、その辺の考えをお聞かせください。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） これは特別措置としてさせていただいているわけございまして、当然これは法的にも、やはりそれなりのことを行った場合にはそれなりの費用を払うということが基本でございまして、それを今払わないという形をとってそうさせていただいているわけでありまして。そういう意味で、それを条例化するということは非常に難しい問題であろうなというふうに思いますし、これを条例化することによって、今後のいろいろのこれからの将来にわたっても影響を及ぼすことになるだろうなというふうに思うわけでありまして。

御承知のとおり、この行革によって、あと1年で行革関係は終わるわけございましてけれども、今までの状況からいけば、一つの区切りで、これも一つの形で終わるのではないのかなというふうに思っておりますけれども、非常にこれがまた100年に1度の経済危機に伴って、

住民の方々も多くの方々がそれに伴う痛みを受けているわけでありまして、そういう中で今年も例年のとおりさせていただくということになるわけでありまして。

また、報酬等の減額について条例化ということでございますけれども、やはりこれは報酬審議会で諮って、その答申に基づいて条例改正を行っていくことございまして、やはりそれをやることになりまして、報酬審議会の中で他の町村との均衡、また、上里町における全体の報酬の均衡というものも考えた中で出てくるということになるわけでありまして。そうなりますと、これまた大変な、いろいろな面で迷惑が及んでくるということございまして、そういうことを考慮しながら今回また引き続きお願いを申し上げますということでございます。

金額については、総務課長から答弁させます。

議長（桜井 彪君） 総務課長。

〔総務課長 植原育雄君発言〕

総務課長（植原育雄君） それでは、上里町新行財政改革推進プランに基づきまして平成17年から実行しているわけでございますが、20年度につきましては現在進行中ということございまして、19年度につきましては各単年度の減額額を申し上げたいと思います。

議会議員に係る費用弁償につきましては88万2,000円ほどでございます。それから、町長、副町長、教育長の給与削減、これは20%から15%でございますけれども、643万3,000円の経費削減額でございます。それから、旅費の日当の支給停止の関係でございますけれども、その金額につきましては326万7,000円でございます。

以上でございます。

すみません。同じく非常勤特別職の費用弁償につきましては415万4,000円程度でございます。

議長（桜井 彪君） よろしいですか。

そのほか。

3番納谷議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 町長及び副町長、それから教育長の給与のカットの件でお伺いしたいのですが、それによっても、三役の方々の給与を20%ないし15%カットしているわけですが、それによっても、期末手当は含まない毎月の支給額、総支給額と、一般職の職員さんの毎月の給与、それからその他の手当を含めた毎月の総支給額で逆転現象というのは起こっているのでしょうか。お願いいたします。

議長（桜井 彪君） 総務課長。

〔総務課長 植原育雄君発言〕

総務課長（植原育雄君） まず、町長につきましては20%削減ということで、月額15万

4,000円の減でございます、賞与減額につきましては79万6,954円ということで、減額の合計額は264万4,950円、それから副町長につきましては.....

〔「そうじゃなくて、逆転現象が起きているかということ」の
声あり〕

総務課長（植原育雄君） 逆転現象といいますと、減額によります総支給額でいいますと、副町長につきましては、逆転現象は起きているかと思われます。町長につきましては、逆転はないかと思えます、職員との比較で申し上げますと。

議長（桜井 彪君） 暫時休憩を入れます。

午後 2時30分休憩

午後 2時32分再開

議長（桜井 彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長。

〔総務課長 植原育雄君発言〕

総務課長（植原育雄君） 御説明いたします。

給与等につきましては、逆転現象は起こってないわけですが、賞与等を合わせますと、そのところで逆転現象はあるようになっているかと思えます。

議長（桜井 彪君） 3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 給与で起きていないのに賞与を入れて逆転が起きるといのはちょっと理解に苦しむのですけれども、私の質問の内容は、賞与の部分、賞与を含めない中で毎月いただく給与、それから手当、手当を含めた中で町長と一般職の課長級の職員さんの中で逆転現象が起きているのかどうかというのを、町長を含め三役、町長が起きていれば当然、副町長、それから教育長も起きていると思うのですけれども、その辺をお伺いしたのですけれども、先ほどの説明だと、給与ではないのに賞与を含めたら起きるといのがちょっと、それをベースに計算しているわけだから、ないのではないかなと思うのですけれども、お願いします。

議長（桜井 彪君） 副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 我々は報酬でございますので、一本で一つの形で幾らと、条例で決められた額で支給されるということでございますけれども、職員の場合には、職員の給与、それから調整手当、扶養手当、旅費等いろいろございまして、そういうものを含めた額ということで一応職員のほうは計算をされているということでございまして、我々のボーナスについて

もそういうものは含まれない。職員については、給与計算されますと、その額に全部含まれた額で賞与計算がされるわけでございますので、そういう意味の比較であるということございまして、先ほど総務課長が申しあげました町長の部分ではまだそこまでの逆転現象が起きていない、すれすれだと思いますが、私の段階になると、もう既に逆転現象が起きているというような状況であるということでございます。

議長（桜井 彪君） 3番納谷克俊議員。

〔3番 納谷克俊君発言〕

3番（納谷克俊君） 町長初め副町長、それから教育長も激務の中で非常に重い責任を負われて日々職務を行っていると思うので、課長さんがそうじゃないというわけではないのですが、やはりその仕事の内容に見合った給与をいただくというのが、やはり筋なのかなと思いますし、すべてその職責をお金でという尺度で見るとはいいのですが、やはりそれなりの給与をいただくべきだと思います。

昨年も私、同様の質問をさせていただいたと思うのですが、その辺について町長が特に、例えば不祥事の責任をとって減額とかというのならわかるのですが、そうではない中でそこまで、20%というのが妥当なのかどうかというのをちょっと町長のお考えをお伺いしたいのですが、よろしく願いいたします。

議長（桜井 彪君） 町長。

〔町長 関根孝道君発言〕

町長（関根孝道君） 本来であれば当然、町長、副町長、教育長のほうが一般職員よりも上に報酬は定められておるわけでございますけれども、こういう時期であるわけでございますから、我々は率先して自主的に2割カットをしようということで2割をカットさせていただいておるわけでございますから、逆転現象が起きても、これはやむを得ないのかなと、そういうふうに思っておるところでございます。

また、今、総務課長に聞きますと、やはり今、副町長が話したように、そういう諸手当、そういうものを含めると、私もぎりぎり逆転現象が起きているということでございます。副町長については、もう当然、逆転が起きておるわけでございます。ただ、そういった経済情勢を踏まえると、我々といたしましてもこれはやむを得ない処置であろうと、そういうふうに考えておるところでございます。

議長（桜井 彪君） そのほか質問ございますか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第10号 上里町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第11号 上里町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償等に関する特例条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第12号 上里町長及び副町長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第13号 上里町教育委員会教育長の給与等の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第14号 上里町一般職職員等の旅費の特例に関する条例の一部を改正する条例についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第21 町長提出議案第15号 上里町道路線の廃止について

日程第22 町長提出議案第16号 上里町道路線の認定について

議長（桜井 彪君） 日程第21、町長提出議案第15号 上里町道路線の廃止についての件、日程第22、町長提出議案第16号 上里町道路線の認定についての件、以上2件を会議規則第37条の規定により一括審議といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

なお、議案第15号及び議案第16号の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第15号 上里町道路線の廃止について、先に説明をさせていただきます。

議案第15号 上里町道路線の廃止についての提案理由を説明申し上げます。

提案理由の内容でございますけれども、土地改良事業により旧道路敷が基盤整備された道路について、上里町道路線の廃止をいたしたく本案を提出するものでございます。

内容でございますけれども、上里町道路線の廃止につきましては、路線数31路線、延長数4,478.6メートルが土地改良事業の施行により廃止されるものであります。詳細につきましては、お手元に配付しております廃止・認定路線調書によるところでございます。

以上をもちまして、上里町道路線の廃止についての提案理由の内容の説明とさせていただきます。

続きまして、議案第16号 上里町道路線の認定についてであります。

初めに、提案理由でありますけれども、開発行為に伴う道路位置指定の寄附、それから開発許可に伴う道路の帰属、それから土地改良事業により基盤整備された道路について、上里町道路線の認定をいたしたく本案を提出するものであります。

内容でございますけれども、上里町道路線の認定につきましては、路線数34路線、延長数につきましては4,036.2メートルが開発に伴う道路の位置指定の寄附、開発許可に伴う道路の帰属、土地改良事業により整備されたものでありまして、詳細につきましては、お手元の資料にあるわけでありますので、御覧いただきたいと思っております。

以上をもちまして、上里町道路線の認定についての提案内容の説明とさせていただきます。
慎重御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げます次第であります。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第15号 上里町道路線の廃止についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第16号 上里町道路線の認定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

日程第23 町長提出議案第17号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

日程第24 町長提出議案第18号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

日程第25 町長提出議案第19号 上里町公の施設の指定管理者の指定について

議長（桜井 彪君） 日程第23、町長提出議案第17号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件、日程第24、町長提出議案第18号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件、日程第25、町長提出議案第19号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件、以上の3件を会議規則第37条の規定により一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

なお、議案第17号から議案第19号の説明を求めます。

副町長。

〔副町長 山下精治君発言〕

副町長（山下精治君） 議案第17号、議案第18号、議案第19号 上里町の公の施設の指定管理者の指定についての提案理由の説明をさせていただきます。

初めに、上里町勤労者総合文化センター、上里町老人福祉センター、上里町神保原駅東駐車場及び上里町神保原駅北自転車駐車場を指定管理者による管理を行うため、指定管理者を指定いたしたく本案を提案するものであります。

内容について御説明を申し上げます。

初めに、上里町勤労者総合文化センターは、平成19年4月から2年間指定期間として指定管理者制度により管理運営を行ってまいりましたが、本年3月末をもちまして指定管理者の期間が満了を迎えることとなりました。引き続き指定管理者による管理運営を継続的に安定的な実施を図るため、指定期間を2年間に定めて、平成21年度から22年度までの指定管理者の指定を行うものであります。

勤労者総合文化センターは今回で5回目の指定となります。施設の性格、規模、機能の効力、設置目的を効果的に達成するため、地域活力を利用した管理を行うことで事業効果が期待できることから、上里町公の施設に係る指定管理者の手續に関する条例第5条第1項の規定により、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用したところであります。

選定では、町が出資しております財団法人上里町勤労文化協会を候補者予定とし、これまでの管理運営実績などを踏まえながら、今後2年間の管理運営について協議を行い、その結果、指定管理者の候補者として選定をいたしたものであります。

次に、上里町老人福祉センターにつきましては、平成19年4月より指定管理者であります社会福祉法人上里町社会福祉協議会によって管理運営を行っておりますが、本年3月末をもちまして指定管理期間が満了いたすこととなります。引き続き指定管理者による管理運営を継続的に安定的な実施を図るため、平成21年度から平成22年度までの2カ年間の指定管理者の指定を行うものであります。

指定管理者の選定に当たりましては、地域活力を生かした管理運営が期待されることから、上里町公の施設に係る指定管理者の手續に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用したところであります。選定では、公共団体であります社会福祉法人上里町社会福祉協議会を候補予定者とし、これまでの管理運営実績を踏まえ、今後2カ年間の管理運営について協議を行い、その結果、指定管理者の候補者として選定を行ったものであります。

次に、上里町神保原駅東駐車場及び上里町神保原駅北自転車駐車場につきましてはありますが、平成19年4月より指定管理者であります財団法人上里町勤労文化協会によって管理運営を行っておりますが、本年3月末で指定期間が満了を迎えるものであります。引き続き指定管理

者による管理運営を安定的で継続的な実施を図るため、平成21年度から22年度までの指定管理者の指定を行うものであります。

神保原駅東駐車場及び神保原駅北自転車駐車場は神保原駅北口に位置し、駅広場を挟んで東西に設置されているところであります。一体的な管理をすることで利用者手続の利便性や管理コストの低減が期待できることから、指定対象施設を一本化いたしまして指定をいたしたいということでございます。

この施設の指定管理者の選定に当たりましては、地域活力を生かした管理運営が期待できることから、上里町公の施設に係る指定管理者の手続に関する条例第5条第1項の規定に基づき、公募によらない指定管理者の候補者選定方法を採用したところでございます。町が出資する財団法人上里町勤労文化協会を候補予定者とし、これまでの管理運営実績を踏まえ、今後2年間の管理運営について協議を行い、その結果、指定管理者の候補者として選定をいたしたところでございます。

つきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき議会の議決をお願いするものであります。慎重御審議の上、御議決賜りますようよろしくお願いを申し上げます。

以上であります。

議長（桜井 彪君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑のある方は順次発言を許可いたします。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） 質疑がないようですので、これで質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（桜井 彪君） ないようですので、これで討論を終了いたします。

これより議案第17号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第18号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

続いて、お諮りいたします。

これより議案第19号 上里町公の施設の指定管理者の指定についての件を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（桜井 彪君） 起立全員であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

暫時休憩にいたします。

午後 2時55分休憩

午後 2時56分再開

議長（桜井 彪君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

散 会

議長（桜井 彪君） 本日はこれもちまして散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時57分散会